

本送信票を含み 1枚

令和7年3月7日

報道機関 各位

佐渡市職員の懲戒処分のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

地方公務員法第 29 条の規定に基づき、本日付けで下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

記

事案の概要	<p>佐渡市内の商業施設において、被害者のスカート内の下着等を無断で撮影する目的で、カメラ機能付きスマートフォンを同人のスカート内に向けたとして、新潟県迷惑行為等防止条例違反により、令和6年12月19日に罰金30万円の略式命令を受けた。</p> <p>また、本事案の報告義務を怠るとともに、聞き取りに対して虚偽報告を行ったため、以下のとおり懲戒処分とした。</p>	
被処分者所属 及び処分内容	建設部建設課 菊池 隆一 57歳	免職
処分日	令和7年3月7日付け	
特記事項	<p>市長コメント</p> <p>本事案により、市民の皆さまの信頼を著しく損なうこととなり、心よりお詫び申し上げます。</p> <p>一人の職員が起こした大きな問題ではありますが、まずは社会人として、法律を犯す行為を行ったことは誠に遺憾であり、今後このような悪質な非違行為には厳正に対処していきます。</p> <p>職員全体で法令遵守の意識を高めていけるように職員と議論しながら、一人一人の職員が自ら考えて行動することを指導徹底してまいります。</p>	
担 当	総務部 総務課 課長 谷川 直樹	
連 絡 先	TEL: 0259-63-3111 FAX: 0259-63-3300	

送信元：佐渡市役所企画部
 秘書広報課広報広聴係
 T e l : 0259-63-4679
 F a x : 0259-63-3300

